

○豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成28年6月27日規則第30号

豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則

豊見城市児童館設置及び管理条例施行規則（平成9年豊見城村規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例（平成28年豊見城市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人利用の登録等）

第3条 条例第6条の規定により、施設を個人で利用するときは、児童厚生施設利用登録・変更届（様式第1号）を利用当日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の利用登録又は利用変更の届けがあった場合、条例第6条の規定により利用を許可するときは、児童厚生施設利用証（様式第2号）を交付するものとする。

（団体利用の申請等）

第4条 条例第6条の規定により、施設を団体で利用するときは、児童厚生施設利用許可・変更申請書（様式第3号）を利用する5日前までに市長に提出しなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の利用許可又は利用変更の申請があった場合、条例第6条の規定により利用を許可するときは、児童厚生施設利用許可・変更許可書（様式第4号）を通知するものとする。

（利用の制限等）

第5条 市長は、条例第7条の規定により利用を許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じたときは、児童厚生施設利用許可取消等通知書（様式第5号）を通知しなければならない。

（施設の利用）

第6条 前条の規定により許可を受けたものは、利用証又は許可証を所定の場所に提示しなければならない。

（利用料）

第7条 施設の利用料は、無料とする。ただし、利用者が自ら使用する教材、飲食等の実費は利用者負担とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 設備の利用は、施設内で行うこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 収容定員を超えた人員を入場させないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(指定管理者への適用)

第9条 条例第11条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	条例第6条の規定により	条例第12条の規定により読み替えられた 条例第6条の規定により
	児童厚生施設利用登録・変更届（様式第1号）	指定管理者が別に定める児童厚生施設利用登録・変更届に係る書面
	市長	指定管理者
	児童厚生施設利用証（様式第2号）	指定管理者が別に定める児童厚生施設利用証に係る書面
第4条	条例第6条の規定により	条例第12条の規定により読み替えられた 条例第6条の規定により
	児童厚生施設利用許可・変更申請書（様式第3号）	指定管理者が別に定める児童厚生施設利用の許可・変更申請に係る書面
	市長	指定管理者
	児童厚生施設利用許可・変更許可書（様式第4号）	指定管理者が別に定める児童厚生施設利用の許可・変更許可に係る書面
第5条	市長	指定管理者
	条例第7条の規定により	条例第12条の規定により読み替えられた 条例第7条の規定により
	児童厚生施設利用許可取消等通知書（様式第5号）	指定管理者が別に定める児童厚生施設利用の許可取消等通知書に係る書面

	式第 5 号)	用許可取消等通知に係る書面
--	---------	---------------

(指定管理者の募集等)

第10条 市長は、条例第11条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- (1) 施設等の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 申請の資格及び方法
- (5) 規定による選定の基準
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、豊見城市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 条例第11条の規定による指定を受けようとするものは、豊見城市児童厚生施設指定管理者指定申請書（様式第 6 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面
 - エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (3) 施設の管理に係る収支予算書
- (4) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に定めるもの
 - ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）

ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 事業報告書を作成している場合にあっては、当該報告書

オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理の基本方針

(2) 業務運営計画

(3) 事務管理計画

(4) 安全対策計画

(5) その他管理運営に関する計画

(選定結果の通知)

第12条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の選定をしたときは、法人等に対し、豊見城市児童厚生施設指定管理者選定結果通知書（様式第7号）により通知する。

(再度の選定)

第13条 市長は、前条の通知をした後、条例第15条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第14条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、豊見城市児童厚生施設指定管理者選定取消通知書（様式第8号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選考を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、豊見城市児童厚生施設指定管理者再選定結果通知書（様式第9号）により通知する。

(募集によらない指定管理者の候補者の選定等)

第14条 市長は、条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公共団体又は公共的団体に管理を行わせることにより事業効果が相当程度期待できるときは、第10条の規定によらず、当該公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第15条各号に掲げる選定基準によるものとする。

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、豊見城市児童厚生施設指定管理者指定書（様式第10号）を交付する。

（協定の締結）

第16条 市長は、指定管理者と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）指定期間に関する事項
- （2）施設の利用手続等に関する事項
- （3）事業計画に関する事項
- （4）事業報告及び業務報告に関する事項
- （5）管理費用に関する事項
- （6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （7）管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- （8）事故及び損害の賠償に関する事項
- （9）その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の様式）

第17条 条例第16条の事業報告書は、豊見城市児童厚生施設指定管理者事業報告書（様式第11号）によるものとする。

2 条例第16条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）施設の利用に関するアンケートの集計結果
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第18条 市長は、条例第17条の決定を命ずるときは、豊見城市児童厚生施設指定管理者指定取消等命令書（様式第12号）により行う。

（休館日等）

第19条 指定管理者は、条例第4条ただし書及び第5条ただし書の条例第12条による読み替え後の規定により、臨時に開館時間の変更又は休館日を設ける場合には、豊見城市児童厚生施設休館日等承認申請書（様式第13号）により市長の承認を受けなければならない。また、豊見城市役所の閉庁により事前に承認を得ることができない場合に臨時に開館時間の変更又は休館した場合には、豊見城市児童厚生施設臨時休館日等報告書（様式第14号）により速やかに報告しなければならない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

児童厚生施設利用登録・変更届

施設名称：

児 童	ふりがな		性別	年 齢	学 校 名	
	氏 名		男 女	歳	学校	
保 護 者	ふりがな		児童との続柄		児童生年月日	
	氏 名				年 月 日	
	住 所		自 宅 電 話			
			緊急連絡先			
同 居 の 家 族 状 況						
氏 名	続柄	年齢	所 属	所属先電話	摘 要	
下校後（昼間）の児童の監護者の有無			有 ⇒ 父・母・その他（ 無			
上記のとおり施設を利用いたしたく ☐ 登録・ ☐ 変更 届出します。 年 月 日 豊見城市長 殿 保護者 住所 氏名 印						
※受付 年 月 日			登 録 番 号		第 号	
※上 記 の と お り 登 録 す る			区 分	館 長		担 当
※ 年 月 日						

様式第2号（第3条関係）

児 童 厚 生 施 設 利 用 証
(施設名称)

番号 _____

登録日 _____ 年 月 日

児 童 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話	(自宅) (緊急連絡先)
保 護 者 名	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

豊見城市長

印

縦86ミリ×横54ミリ

様式第3号（第4条関係）

児童厚生施設利用 許可・変更 申請書

施設名称：

年 月 日 豊見城市長 殿 団体名 住 所 責任者 ⑩ 連絡先電話() — 次のとおり、施設を利用したいので ☐ 申請します。 ☐ 変更申請します。(申請年月日： 年 月 日)	
利 用 目 的	
利 用 施 設 (室) 名	
利 用 日 時	自 年 月 日 (曜日) 時 分 至 年 月 日 (曜日) 時 分
利 用 人 員	人 ※利用者名簿を添付すること。
利 用 希 望 備 品 及び持込用具等	
備 考	

※変更申請の場合は、変更したい欄のみ記入してください。

様式第4号（第4条関係）

児童厚生施設利用許可・変更許可書

年 月 日

様

豊見城市長

印

年 月 日にあった申請については次のとおり
 ます。
 { ☐施設の利用
☐施設の利用申請の変更 } を許可いたします。

利 用 目 的																
利 用 施 設（室）名																
利 用 日 時	自	年	月	日	（	曜日	時	分	至	年	月	日	（	曜日	時	分
利 用 人 員																
利用希望備品 及び持込用具名																
許可条件 ・利用者が、施設及び備品を破損した場合、現品又はそれ相当の代価を請求します。 注意事項 1 利用した施設の後片付け、清掃をすること。 2 利用後は、戸締まり、火器及び電気、水道等、必ず確認すること。 3 利用後は、利用施設に対して事後報告及び鍵の返還をすること。 4 館内での事故等については、個人及び団体の責任者が、一切の責任を負うこと。																

様式第5号（第5条関係）

児童厚生施設利用許可変更等通知書

年 月 日

様

豊見城市長

図

年 月 日付けで利用許可した件について、下記のとおり
ので通知いたします。

- ☐許可した事項を変更した
- ☐許可を取消した
- ☐利用の中止を命じます

利 用 目 的																
利 用 施 設（室）名																
利 用 日 時	自	年	月	日	（	曜日	時	分	至	年	月	日	（	曜日	時	分
（変更・取消し・中止） の理由																
備考																

様式第6号 (第11条関係)

豊見城市児童厚生施設指定管理者指定申請書	
年 月 日	
豊見城市長 殿	申請者 郵便番号 住 所 団 体 名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号 印
豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第 14 条の規定により、次のとおり申請します。	
指定を受けようとする公の施設	
申請者の区分	☐ 法 人 ☐ 法人以外の団体
添 付 書 類	
申請資格に関する書面	☐ 登記簿謄本 ☐ 代表者の身分証明書 ☐ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面 ☐ 国税及び地方税の納税証明書 ☐ 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
施設の管理に係る収支予算書	☐ 豊見城市児童厚生施設の管理に係る収支予算書
法人等の経営状況を証明する書面	☐ 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面 ☐ 前事業年度の貸借対照表等 ☐ 前事業年度の財産目録等 ☐ 事業年度の収支予算書 ☐ 事業年度の事業計画書 ☐ 事業報告書 ☐ 法人等の役員名簿 ☐ 組織に関する事項について記載した書面 ☐ その他市長が必要と認める書面 []

(注) 1 □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入して下さい。

2 「申請資格に関する書面」は、法人にあっては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第 7 号（第12条関係）

豊見城市児童厚生施設指定管理者選定結果通知書 第 年 月 日 号 様 豊見城市長 印 年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、 豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定により、次のとおり 選定しましたので通知いたします。	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	

様式第8号 (第13条関係)

豊見城市児童厚生施設指定管理者選定取消通知書

第 3 次見豐 号

様

年 月 日付け 第 号にて通知した指定管理者の候補者の選定については、豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第1項の規定により次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知いたします。

年 月 日

豐見城市長

取消しの内容	
上記の取消しをした理由	
備 考	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（この訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号（第13条関係）

豊見城市児童厚生施設指定管理者再選定結果通知書

第 年 月 号 日

様

豊見城市長

印

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第1項の規定により次のとおり選定しましたので、同条第3項の規定により通知いたします。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

様式第10号 (第15条関係)

豊見城市児童厚生施設指定管理者指定書

豐見城市指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定により、次のとおり指定管理者に指定いたします。

年 月 日

豐見城市長

印

管理する施設の名称	
管理する施設の所在地	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者 郵便番号

住 所

団 体 名

（ふりがな）

代表者氏名

印

電 話 番 号

豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第16条の規定により、年度の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

3 管理業務の実施状況及び利用状況

--

4 その他の収入の実績

--

5 管理に係る経費の収支状況

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

6 その他必要な事項

--

7 その他関係書類

様式第12号（第18条関係）

豊見城市児童厚生施設指定管理者指定取消等命令書			
豊見城市達第 号		様	
豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知いたします。			
年 月 日			
豊見城市長			印
決 定 の 内 容	☐ 指定の取消し		
	☐ 管理業務の全部停止	期間	年 月 日から 年 月 日まで
	☐ 管理業務の一部停止		
上記の決定を し た 理 由			
備 考			
教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（この訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			

様式第13号（第19条関係）

豊見城市児童厚生施設休館日等承認申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者

印

豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第4条ただし書及び同条例第5条ただし書の同条例第12条による読み替え後の規定により、次のとおり申請します。

□休館日の設定 又は変更	内容	□ 設定 □変更	
		変 更 後	変 更 前
		年 月 日	年 月 日
	理由		
□開館時間 の変更	内容	変 更 後	変 更 前
		年 月 日	年 月 日
		: から	: から
		: まで	: まで
	理由		
備 考			

（注） □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

様式第14号 (第19条関係)

豊見城市児童厚生施設臨時休館日等報告書

年 月 日

豐見城市長 殿

指定管理者

印

豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第4条ただし書及び同条例第5条ただし書の同条例第12条による読み替え後の規定により、次のとおり報告します。

□休館日	内容	年 月 日から 年 月 日までを休館とした
	理由	
□開館時間	内容	年 月 日 : から : までを休館とした
	理由	
備 考		

(注) □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。